

平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 知事は、本県における働き方改革と生産性向上を促進し、県内経済の活性化に寄与するため、生産性・付加価値の向上に向けた取組みを行う中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金（以下、「補助金」という。）については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項によるものとする。

(定 義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条及び同法施行令（平成11年政令第201号）第1条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 「補助金交付申請者」とは、知事が別に定める補助金の交付の内定を受けた補助金の交付を申請しようとする中小企業者をいう。
- (3) 「補助事業者」とは、当該補助事業の交付の決定を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、以下のいずれにも該当する中小企業者であって、県内において補助金による事業を実施する者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有し、本県の「働き方改革・生産性向上個別企業コンサルティング事業」を実施する中小企業者であること。
- (2) ICTを活用して生産性や付加価値の向上に係る取組を実施し、平成31年3月31日までに完了する事業者であること。
- (3) 他の補助金の交付対象となっていない事業であること。
- (4) 次のいずれにも該当する事業者であること。
 - ① 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
 - ③ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1項又は同条第3号に規定する者ではないこと。
 - ④ 県税の未納がない者であること。

(補助事業対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象となる中小企業者が行う生産性・付加価値の向上に向けた取組（システム開発・改良・導入、業務効率化に資するためのデータ収集・解析）に要する経費のうちの別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認める経費とする。

ただし、次の各号に定める経費を除く。

- (1) 補助事業者の経常的な管理運営費
- (2) 土地の購入に要する経費及び補償費
- (3) 補助事業者が自ら使用する飲食費
- (4) その他、生産性・付加価値の促進に係る事業に適さないと認められる経費

(補助率)

第5条 県が交付する補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請者は、第4条に規定する補助事業を実施する際には、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税及び地方消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めた場合は、補助金の交付の決定（以下、「交付決定」という。）を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助金交付申請者に送付するものとする。

(申請を取り下げ)

第8条 前条の交付決定の内容又は条件に対して不服がある者は、申請の取下げ（様式第3号）をすることができる。

- 2 前項の取下げできる期限は、交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助事業の交付の決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、規則第6条第1項第1号の規定による補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更について、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業変更承認申請書(様式第4-1号)を提出しなければならない。

(1) 別表に定める補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

① 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

② 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 知事は、第1項により提出された申請書の内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、変更承認通知書(様式第4-2号)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 規則第6条第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止については、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業の遅延等の報告)

第11条 規則第6条第1項第4号の規定による補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合の報告については、補助事業遅延等報告書(様式第6号)により行うものとする。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、11月30日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告(様式第7号)を12月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

(1) 11月30日までに補助事業が完了した場合又は補助事業を中止又は廃止した場合

(2) 12月1日以降に交付決定がされた場合

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。この場合において、第14条第1項ただし書きの規定による概算払を受けたときは、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5

年茨城県告示第404号)様式102号)を併せて提出するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出しようとする場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合は、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第14条の規定による通知は、補助金額確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書きの規定による概算払を受けようとする場合、補助金概算払申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 知事は、次に掲げる場合には、期限を付して支払った補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (3) 交付決定の通知後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または、一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 県は、前項の返還を命ずる場合には、前項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 3 第1項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、確定に伴う報告書(様式第11号)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額または一部の返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、消費税、地方消費税にかかる帳簿の保存は、消費税法施行令第71条に規定する期間とする。

(収益納付)

第19条 知事は、補助事業の実施又は取得財産等の運営、貸与により収益が生じたと認められる場合、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(立ち入り調査等)

第20条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を記すために必要があるときは、補助事業者等に対して報告を求め、職員をその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用があるものとする。

(書類の提出部数)

第21条 規則及びこの要項の規定により提出する書類は、正副3部とする。

(その他必要な事項)

第22条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、平30年7月3日から施行する。

別表

補助対象経費

区 分	内 容
事務経費	専門家等謝金等，専門家等旅費，職員旅費，会議費，会場借料，印刷製本費，通信運搬費，消耗品費，雑費
事業経費	人件費，調査・分析外注費，委託費，機器リース料，雑役務費，広告宣伝費，印刷製本費，消耗品費，その他知事が必要と認める経費

茨城県知事 殿

申請者	住所	〒
	名称	
	代表者	
連絡先	担当者	
	TEL	

平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付申請書

働き方改革・生産性向上促進事業を下記のとおり実施したいので、補助金を交付されたく、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第4条及び平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項第6条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額等

補助事業に要する経費（総事業費）	円
補助の対象となる経費	円
補助金交付申請額	円

2 補助事業の着手予定日及び完了予定日

着手予定日	平成 年 月 日
完了予定日	平成 年 月 日

- 3 補助事業の内容、目標、経費の配分、経費の使用方法、経費の算出根拠及び事業計画
別紙1（補助事業計画書）のとおり
別紙2（事業現況説明書）のとおり

4 補助金受領の方法

口座振替払い

金融機関名・支店名		
口座種別・口座番号	当座・普通	
フリガナ 口座名義		

（注）補助金所要額 － 消費税及び地方消費税仕入控除税額 ＝ 補助金額

補助事業計画書

1. 申請者

申請者			
住所			
従業員数		事業開始年月日	
代表者		担当者	
資本金及び 出資金の額		連絡先電話番号	
		F A X 番号	
		E-mail アドレス	

2. 計画概要

事業計画名 (具体的内容がわかる 計画名を記載)		
補助事業の目的等	1 事業の背景 (課題等)	
	2 事業の目的	
補助事業の内容		

事業実施スケジュール

1 期 間

交付決定日以降 ～ 平成 年 月 日

2 具体的スケジュール

実施内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

補助事業の実施によっ
て期待される効果

補助事業の実施に当た
って設定する目標

事業現況説明書

申請者名 _____

1 申請者の概要

(1) 事業内容

主たる事業	主たる生産・販売・サービス品目	前期売上高(千円) (年 月 ~ 年 月)

(2) 申請者の略歴, 出資者及び持ち株比率

年 月 日	略 歴

(3) 会社の経営内容

--

2 財務状況

財務内容調査票

申請者名 _____

科目 \ 期間	前々期 年 月 ~ 年 月	前期 年 月 ~ 年 月	記入上の留意点(原則 決算書の数字を記入)
純売上高			→売上値引き高, 返品 高を除く
営業利益			
支払利息割引料			
経常利益			
税引後利益			
短期借入金			→決算後1年以内に 返済を要する借入 額
長期借入金			
自己資本			
純資産			
従業者数			

財務比率

(単位: %)

項目 \ 期間	前々期	前期
売上高対 営業利益率		
売上高対 経常利益率		
総資産対 計上利益率		
総資産対 自己資本比率		
売上高伸び率		

借入金等の状況

(申請時の借入金の内訳を記載してください)

(単位: 千円)

借入先名					
借入残 (年 月末)					

※ 借入金は、長期・短期借入金を含みます。

（申請者） 殿

茨城県知事 印

平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった標記の補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第5条の規定に基づき通知する。

記

- 補助金の交付対象となる事業及び内容並びに補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成30年度茨城県茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項（以下「交付要項」という。）第9条第1項の規定に基づく補助事業の内容又は経費の配分が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 交付要項第9条第1項ただし書きに規定する軽微な補助事業の内容の変更とは、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をいう。
- 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に交付要項第5条の補助率を乗じて得た額又は補助金の交付決定額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
- 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要項の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとする。

様式第3号（第8条関係）

茨城県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名



平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金に係る補助事業の補助金交付申請の取下げについて

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業補助金の申請について、平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項第8条の規定に基づき、下記の事由により申請を取り下げます。

記

取り下げる事由

茨城県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名



平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金に係る補助事業の内容(経費の配分)の変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項第9条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の理由及び内容

4 変更後の収支予算書

(単位:円)

経費区分	変更前の配分額			変更後の配分額		
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額

(文書番号)
平成 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事

印

平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金に係る補助事業の内容(経費の配分)の変更の承認について(通知)

平成 年 月 日付け通知をもって申請のあった上記補助金に係る補助事業の内容(経費の配分)の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更承認(変更交付決定)する事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は変更承認(変更交付)申請書に記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額については、次のとおりとする。(変更交付決定通知のみ)

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助金交付の条件等については上記のほか、平成 年 月 日付け 第 号に記載のとおりとする。

様式第5号（第10条関係）

（ 文 書 番 号 ）
平成 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者



平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項第10条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する事業名

2 中止（廃止）する理由

3 事業の遂行状況 (単位：円)

計 画		事 業 遂 行 状 況			備 考
事業費	県補助金	事業費	県補助金	事 業 の 現 況	

4 中止の期間（廃止の時期）

5 事業実施の見通し（中止の場合）

（注）中止（廃止）の理由を明らかにできる証拠書類があれば添付すること。

様式第6号（第11条関係）

（文 書 番 号）
平成 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者



平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業について、下記のとおり事故等があったので平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項第11条の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業名
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 事業の進捗状況

当初完了 予定年月日	遂 行 状 況		備 考
	着 手 年 月 日	事 業 の 現 況	

- 4 遅延等に対する措置
- 5 事業の遂行及び完了予定

（注）事故等の理由を立証する書類を添付すること。

様式第7号（第12条関係）

（ 文 書 番 号 ）
平成 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者



平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の遂行状況について、平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項第12条の規定に基づき報告します。

記

1 事業名

2 事業の遂行状況等（ 月 日現在）

事業遂行状況	
補助金交付決定	年 月 日 円
概算払	年 月 日 円
補助対象経費に係る支出済額 （経費区分ごとの内訳は別紙のとおり）	円
事業着手年月日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

（注）事業の成果物があれば提出のこと

(別紙)

経費区分	計画額 (※)	支出済額 (月 日現在)	備 考
支出 計①			
収入 計②			
差引 計①－②			

※ 計画額には、交付申請書（変更承認申請を行った場合は、変更承認申請書）の収支予算書（変更後の収支予算書）の補助対象経費の額を転記すること。

様式第8号（第13条関係）

（文 書 番 号）

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者



平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業が完了しましたので、平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項第13条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

補助金交付決定額	円
補助事業に要した経費	円
補助対象経費	円
精算額	円

2 補助事業の実績及び経費の配分

別紙1（補助事業実施結果報告書）のとおり

別紙2（収支決算書）のとおり

3 添付書類

（1）支払証拠書類の写し（領収書、見積書、請求書、払込書等）

（2）現金出納帳の写し等支出明細がわかる書類

（3）契約書（写）

（4）事業実施に係る写真

（5）その他知事が必要と認める書類

<p>補助事業の内容</p>	
<p>補助事業の実施による成果・効果・目標達成状況</p>	

様式第9号（第14条関係）

（ 文 書 番 号 ）
平成 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事



平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金額確定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

1 事業名

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助金の確定額 金 円

様式第10号（第15条関係）

（ 文 書 番 号 ）
平成 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者



平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金概算払申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知があった上記の補助金について、平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項第15条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請の理由

2 交付決定額 金 円

3 概算払受領済額 金 円

4 今回申請額 金 円

5 残 額 金 円

（注）補助事業に要する経費の月別所要見込額を記載した書面を添付すること。

様式第11号（第17条関係）

（文 書 番 号）

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 印

平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

このことについて、平成30年度茨城県働き方改革・生産性向上促進事業費補助金交付要項第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 5 補助金返還相当額
円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。